第 10 期介護保険事業計画に向けた取り組みと要求案について（案）

２０２６年７月２９日

三多摩高齢期運動連絡会

１　介護保険事業計画とは

介護保険法に基づいて、３年を１期とする「介護保険事業計画」を策定することを市町村に義務付けています。また、老人福祉法に基づく「高齢者福祉計画」と一体で作成することになっています。

市町村は、３年間の介護ニーズを推計し、サービスの提供体制を整備し、それに必要な財源を見込み、介護保険料を決定する作業を行います。なお、事業計画の３年毎のサイクルは、国が行う介護報酬改定と一致しています。

通常、市町村の介護保険事業計画は、①日常生活圏域の調査票などによるニーズ調査。②サービス量見込み。③介護保険運営協議会等による議論と素案・計画案をパブコメ等で「意見聴取」を経て決定され、介護保険料改定案を議会で条例として決定します。

２　地域における介護保険要求と介護保険事業計画

介護保険要求は、国の制度改善や介護保険への公的支出増などを通じて実現するものですが、介護保険の運営責任を持つ市町村レベルでも改善可能なこともあります。また保険者（市町村）として、地域住民の実態と声に応える立場に市町村を立たせるためにも、市町村の第 10 期介護保険事業計画（２０２７ 年～２０２９ 年）に対する要求・提言運動は重要です。

３　市町村の計画に対する要求・提言すべき事項案

１）　介護保険料に対する要求

① 高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制すること。また、介護給付費準備金や基金がある場合は保険料抑制のためにその金額を繰り入れること。また、低所得者に対する保険料減免制度を拡充すること。

② 在宅サービスの利用者負担について独自に軽減制度をつくること。

２）　介護基盤整備に関する要求

① 特別養護老人ホームなどの整備目標については、待機者や潜在的ニーズなどを十分把握して、第 10 期において「待機者ゼロ」となるような計画を定めること。

② 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅について、一定の要件を定めて家賃・食費補助制度を創設すること。

③ 一人暮らしで重度の要介護状態になっても、住み慣れた自宅に最後まで暮らし続けられるための仕組みを中学校区（日常生活圏域）ごとに作るための整備目標について第 10 期事業計画に盛り込むこと。

３）　総合事業に関する要求

① 多様なサービス（緩和型・住民主体サービス等）への移行促進を改め、要支援者の希望に基づき、従前のホームヘルパー、デイサービスが利用できるようにすること。
② 訪問介護員等による、訪問・通所サービスの価格（単価）については、国の目標額以上に引き上げること。
③ 緩和型サービスであっても、訪問介護員等専門職が提供する場合は従前相当を下回らない価格（単価）とすること。
④ 総合事業の「介護予防・生活支援サービス」については、要介護者まで対象を拡大しないこと。

４） 介護従事者の処遇改善に関する要求
① 介護従事者の確保・定着を促進するための独自の処遇改善策を制度化すること。（例：家賃補助、資格取得費用補助、独自の給与補助）
② 介護事業所の職員採用をバックアップする事業を制度化すること。

５） 取り組みの具体化について
① 要求・提言作りの具体化。
＊要求案作り（どこと相談し具体化するのか）
＊要求の提出と交渉・懇談の申し入れ
＊運営協議会の開催日程を調べ、協議会の傍聴を組織
＊パブコメの組織化
＊議会・首長への請願・陳情（特に介護保険料）